

朝倉市公立保育所のあり方

令和8年6月

朝 倉 市

目次

I 「朝倉市公立保育所のあり方」策定にあたって	
1 策定の趣旨	1
2 策定体制	1
(1) 朝倉市子ども・子育て会議（公立保育所のあり方検討部会）	
(2) パブリック・コメント	
II こどもを取り巻く現状	
1 本市の状況	2
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移	
(2) 出生数・出生率の推移	
(3) 将来の予測	
2 市内の保育施設の状況	4
(1) 保育所等の設置状況	
(2) 就学前児童数と入所児童数等の推移	
(3) 保育施設の種別別入所児童数の推移	
(4) 保育施設別入所児童数の推移と定員に対する充足率	
(5) 利用者の通所の状況	
3 公立保育所の保育の状況	8
(1) クラス編成の状況	
(2) 保育士の正規・非正規の職員数	
(3) 公立保育所職員アンケートの結果	
(4) 保育所の運営に要する経費	
III 今後の公立保育所の役割とあり方	
1 公立保育所の役割	12
(1) 質の高い保育・専門性の発揮	
(2) 地域子育て支援の拠点機能	
(3) 特別な配慮が必要なこどもへの対応	
(4) 災害発生時などのセーフティネット機能	
2 公立保育所のあり方	13
(1) 公立保育所の適正規模	
(2) 公立保育所のあり方検討の期間	
【参考資料】	
1 朝倉市子ども・子育て会議条例	16
2 朝倉市子ども・子育て会議委員名簿	17
3 朝倉市子ども・子育て会議の開催状況	18

I 「朝倉市公立保育所のあり方」の策定にあたって

1 策定の趣旨

全国的に少子高齢化が急速に進行し、こどもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。朝倉市においても、人口減少、少子高齢化、核家族化、女性の社会進出等、社会経済情勢が変化する中で、保育ニーズも多様化しています。そのような状況において、こどもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てができる朝倉市を築いていくことが求められており、子育て支援の役割を担う保育所においては、質の高い保育サービスの提供、多様な保育ニーズへの対応など、保育所の持つ機能の一層の充実が求められています。しかし、市街地や低平地から中山間地等に渡り広い市域を持つ朝倉市は、市街地やその周辺地域の保育所では定員を超える保育ニーズがある一方、主に公立保育所の多くが所在する周辺地域においては、就学前児童の減少に伴い入所児童が減り続けており、効率的な保育所運営や保育サービスの維持向上が課題となっています。

また、本市の公立保育所は、建築後50年を経過したものもあり、施設の老朽化が進行している状況にあります。

このような就学前児童の減少や施設の老朽化という課題に対し、公立保育所がどのような役割を担い、どのように維持していくのか、今後の方向性を定めるため、平成24年に策定した「朝倉市公立保育所再編基本方針」を「朝倉市公立保育所のあり方」に改め、策定するものです。

2 策定体制

(1) 朝倉市子ども・子育て会議（公立保育所のあり方検討部会）

策定にあたり、学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される朝倉市子ども・子育て会議（公立保育所のあり方検討部会）において、審議を行いました。

部会では、計3回の審議を行い、検討結果について「朝倉市公立保育所のあり方に関する提言書」を取りまとめました。

【朝倉市子ども・子育て会議 公立保育所のあり方検討部会の取組】

■実施概要

日時	令和7年11月26日（木）、12月11日（木）、 令和8年1月14日（水）の部会内で実施
構成員	①民間保育所、幼稚園の保育施設の代表者 ②保育所、幼稚園の保護者、小学校の保護者 ③地域子育て支援拠点事業実施施設の代表者 ④民生委員児童委員

(2) パブリック・コメント

原案を公表し、広く市民意見の聴取を行いました。

■実施概要

期間	令和8年4月22日（水）～令和8年5月12日（火）
結果	意見数：11件、提出者数：3人

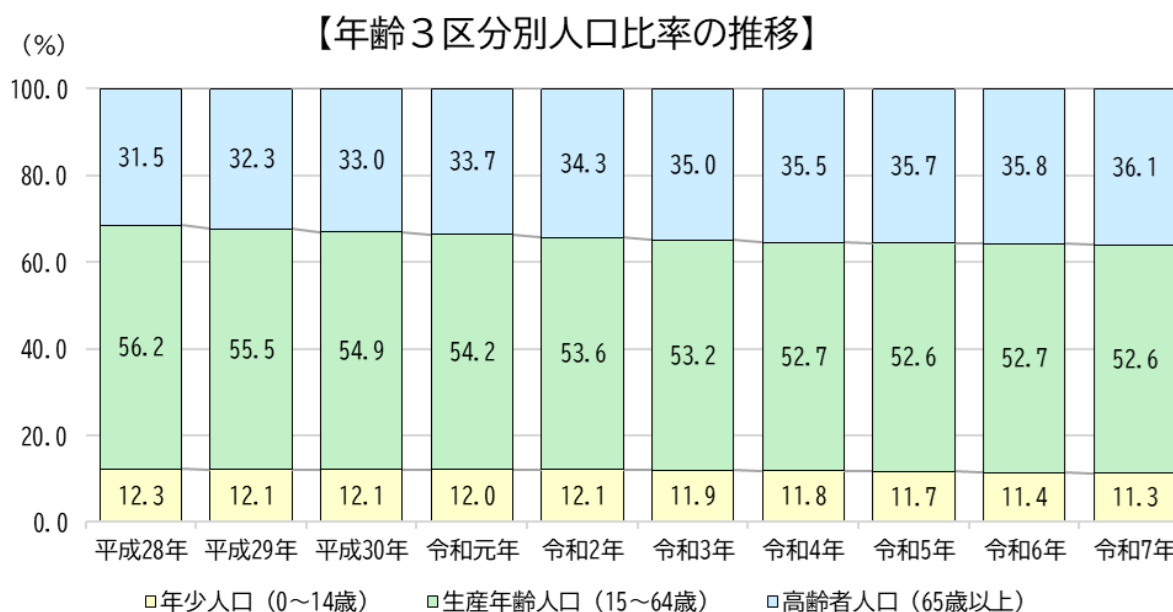
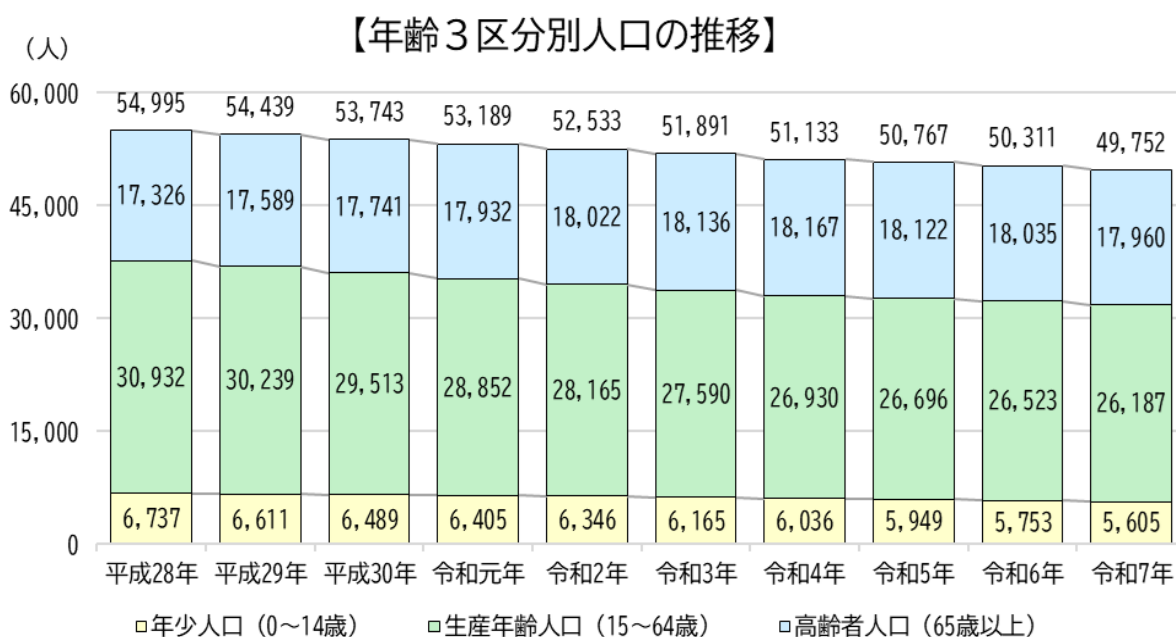
Ⅱ こどもを取り巻く現状

1 本市の状況

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

総人口は減少傾向が続いており、平成28年の54,995人から令和7年の49,752人と、10年間で5,243人の減少となっています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

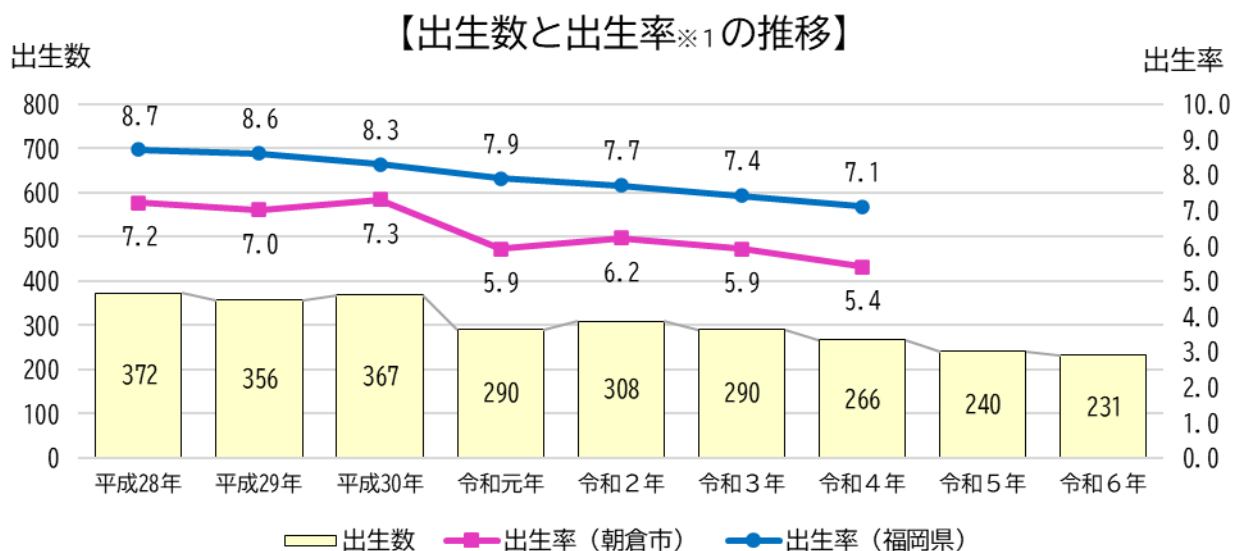
令和7年には高齢化率が36.1%となっており、本市においても人口減少、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 出生数・出生率の推移

出生数においても、減少傾向が続いており、平成28年の372人から令和6年の231人と9年間で141人の減少となっています。出生率についても減少傾向となっており、福岡県の出生率を下回る割合で推移しています。



資料：福岡県人口動態統計

* 1：朝倉市こども計画より引用

※1 出生率：一定の期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。

(3) 将来の予測

これまでの実績から、出生数は5年間で約25%減少しています。令和7年度から5年先の出生数を同様に25%減少すると仮定した場合、令和21年度には100人以下になると予測されます。

*出生数(実績)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
416	434	422	390	372	356	367	290	308	290	266	240	231			
							▲25.6%						▲25.0%		
							第1期子ども・子育て支援事業計画				第2期子ども・子育て支援事業計画				こども計画

*出生数(推計)

推計条件：5年単位で▲25%

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
231				173	173				130	130				98	
				▲25.0%							▲25.0%			▲25.0%	
				こども計画(1期)				こども計画(2期)				こども計画(3期)			

2. 市内の保育施設の状況

(1) 保育所等の設置状況

令和7年4月1日現在の保育所は、公立が9か所（内1か所休所）及び私立が6か所設置されています。

また、認定こども園は3か所設置されています。

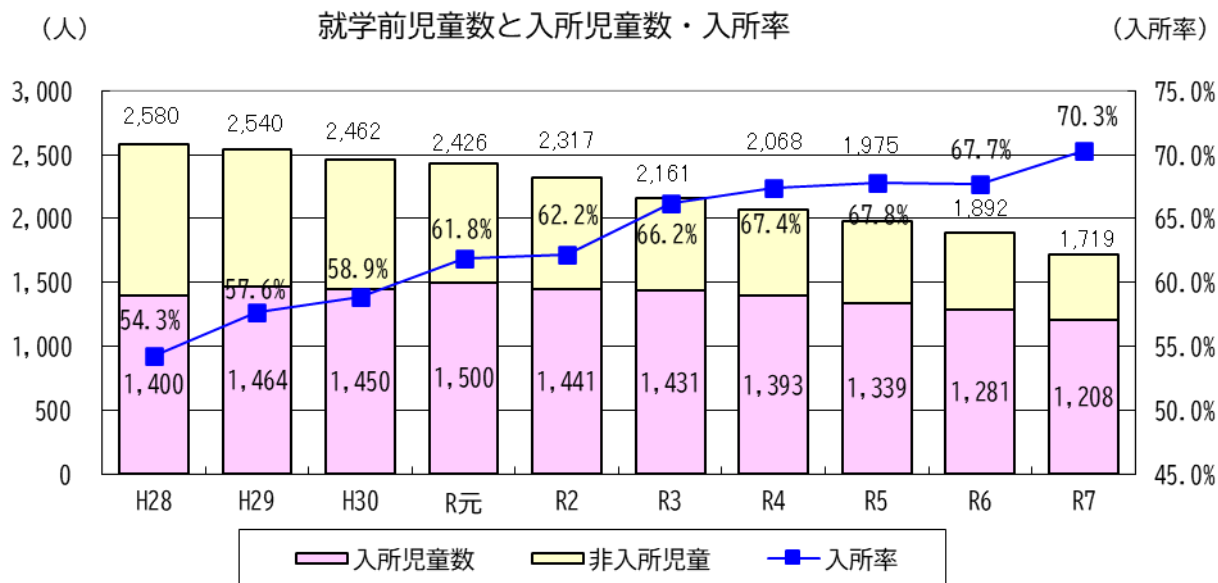
市内保育所等の設置状況

令和7年4月1日現在

	保育所名	設置年月	敷地面積 (㎡)	新設年	建物面積 (㎡)	構造
公立 保育所	安川保育所	S33. 5	3,991.66	R3	777.49	鉄筋コンクリート造（2階建）
	福田保育所	S28. 3	3,897.10	S49	792.43	鉄筋コンクリート造
	蜷城保育所	S28. 9	4,646.00	H12	694.25	鉄筋コンクリート造
	黄金川保育所	S27.11	3,827.00	H14	801.60	鉄筋コンクリート造
	三奈木保育所	S26. 3	3,104.09	H6	689.00	鉄骨造（2階建）
	松末保育所	S26. 3	1,107.00	S61	493.00	鉄筋コンクリート造（2階建）
	杷木保育所	S24. 9	3,597.08	H4	838.57	鉄筋コンクリート造
	久喜宮保育所	S26. 3	2,301.39	S63	625.10	鉄筋コンクリート造
	志和保育所	S26. 3	3,311.46	S54	581.50	鉄筋コンクリート造
私立 保育所	真愛保育園	S27. 6	3,560.20	H2	898.61	鉄筋コンクリート造（2階建）
	生い立つ保育園	S51. 4	4,864.01	H26	1,231.04	木造（2階建）
	馬田保育園	S52. 4	3,198.00	S52	738.36	鉄骨造
	青梅保育園	S55. 4	6,480.49	R3	1,352.68	木造（2階建）
	立石保育園	S40. 4	2,807.22	H11	988.90	鉄筋コンクリート造（2階建）
	ひろにわ保育所	S57. 4	5,884.72	S57	1,256.70	鉄筋コンクリート造
こども 認定 園	どれみ保育園	H29. 4	2,139.49	H22	430.35	木造
	甘木双葉幼稚園	H31. 4	2,904.96	H30	738.50	木造
	大福幼稚園	R 2. 4	4,425.00	S59	1,405.00	鉄筋コンクリート造（2階建）

(2) 就学前児童数と入所児童数等の推移

平成28年から令和7年度の10年間で、就学前児童数は、2,580人から1,719人と861人減少したものの、入所児童数は、保護者の就労等による保育ニーズの高まり等により1,400人から1,208人と192人の減にとどまり、入所率は、54.3%から70.3%と16.0ポイント増加しています。

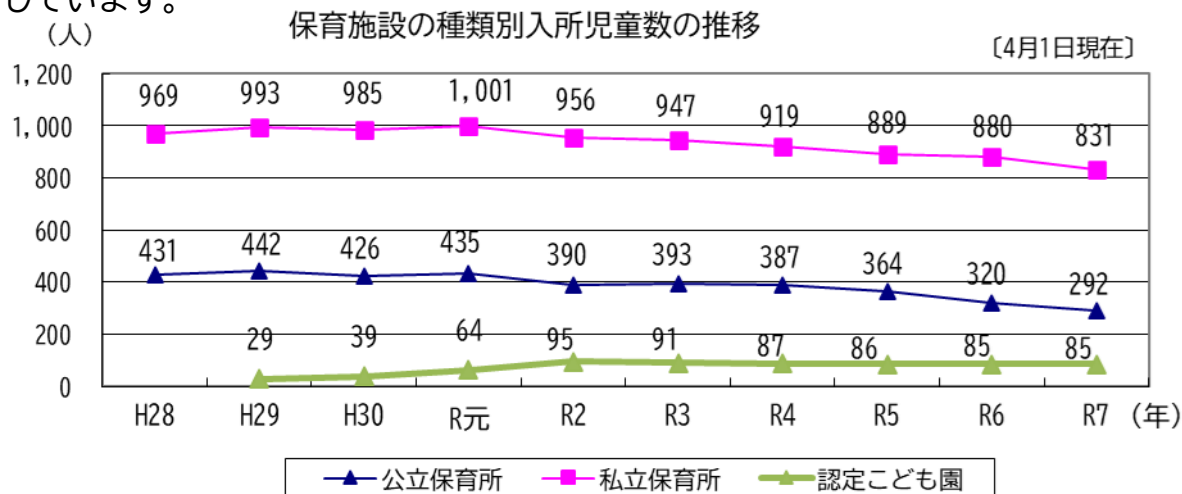


〔資料: 就学前児童数は住民基本台帳(3月末)、入所児童数は4月1日現在〕

(3) 保育施設の種別別入所児童数の推移

保育所における入所児童数の推移は、公立・私立ともに令和元年をピークに減少傾向にあります。令和元年から令和7年までの6年間で、公立保育所では435人から292人と143人減少しています。同様に私立保育所は、1,001人から831人と170人減少しています。また、認定こども園においても、令和2年の95人をピークに微減傾向にあります。

令和7年における入所児童数の割合は、公立保育所が24.2%、私立保育所が68.8%、認定こども園が7.0%となっており、入所児童の75.8%が民間の保育施設に入所しています。



(4) 保育施設別入所児童数の推移と定員に対する充足率

公立保育所における平成25年から令和7年までの入所児童数は、8か所のうち6か所で減少し、特に杷木地域の3か所の減少率が大きくなっています。また、令和7年は、入所児童数60人に満たない小規模保育所と同水準の児童数となっている施設が大半を占め、利用定員に対する入所率（充足率）は、全体で52%となっています。

私立保育所の利用定員に対する入所率（充足率）は全体で89%となっており、定員を超える入所希望がある場合は、弾力定員の適用による入所を行っています。また、認定こども園全体では85%となっています。

保育施設別入所児童数の推移と定員・充足率の状況

(各年4月1日現在 単位：人)

区分	保育所名	利用定員	入所児童数							H25～R7 増減率	R7年 充足率
			H25	H27	H29	H31	R3	R5	R7		
公立 保育所	秋月保育所	(90)	21	25	23	21	-	-	-	-	-
	安川保育所	70	29	33	32	35	53	50	34	△ 32.0%	49%
	福田保育所	60	41	45	47	47	43	51	43	4.9%	72%
	蜷城保育所	50	36	50	50	45	55	50	47	30.6%	94%
	黄金川保育所	90	74	77	78	91	90	78	65	△ 12.2%	72%
	三奈木保育所	85	59	68	77	85	56	49	36	△ 39.0%	42%
	松末保育所	20	17	8	8	-	-	-	-	-	-
	杷木保育所	90	68	62	53	42	38	34	21	△ 69.1%	23%
	久喜宮保育所	70	50	43	51	46	41	37	35	△ 30.0%	50%
	志和保育所	30	20	22	23	23	17	15	11	△ 45.0%	37%
	公立計	565	415	433	442	435	393	364	292	△ 29.6%	52%
私立 保育所	真愛保育園	230	200	213	218	226	210	188	168	△ 16.0%	73%
	生い立つ保育園	220	191	218	252	253	241	235	227	18.8%	103%
	馬田保育園	120	130	125	138	134	124	115	109	△ 16.2%	91%
	青梅保育園	140	137	134	134	145	141	136	126	△ 8.0%	90%
	立石保育園	135	134	149	151	141	141	134	121	△ 9.7%	90%
	ひろにわ保育所	90	103	92	100	102	90	81	80	△ 22.3%	89%
	私立計	935	895	931	993	1,001	947	889	831	△ 7.2%	89%
認定 こども 園	どれみ保育園	39	-	-	29	46	49	36	26	-	67%
	甘木双葉幼稚園	32	-	-	-	18	27	22	25	-	78%
	大福幼稚園	30	-	-	-	-	15	28	34	-	113%
	認定計	101	-	-	29	64	91	86	85	-	85%
合計	1,601	1,310	1,364	1,464	1,500	1,431	1,339	1,208	△ 7.8%	75.5%	

注：公立保育所の利用定員合計には秋月保育所を含めない

※参考 幼稚園の入園児童数の推移と定員・充足率の状況

(単位：人)

区分	幼稚園	利用定員	入園児童数							H25～R7 増減率	R7年 充足率
			H25	H27	H29	H31	R3	R5	R7		
私立	合計	375	388	402	364	364	308	285	299	△ 22.9%	80%

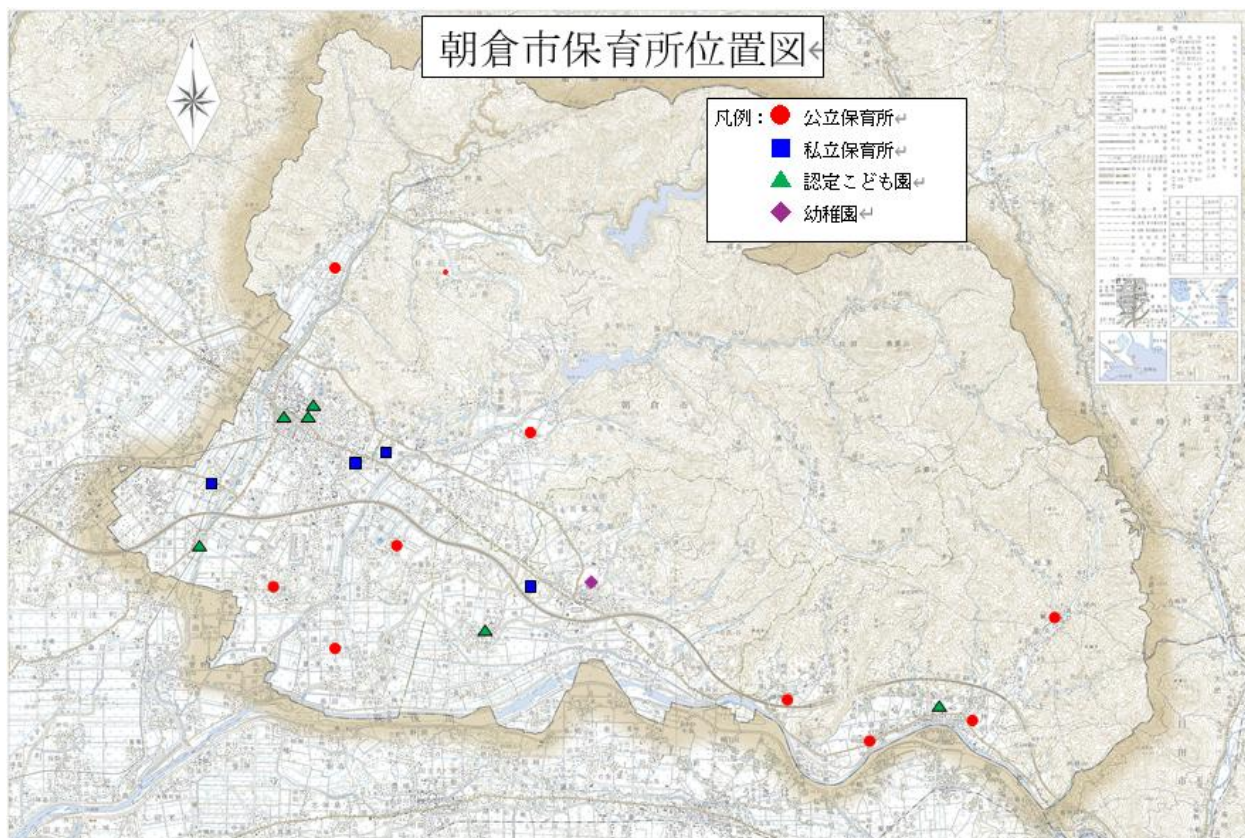
*学校基本調査より集計（市外入園者含む。）

(5) 利用者の通所の状況

保育所の所在地と利用者の居住地の関係を見てみると、保育所の所在地区内に居住している方が、公立保育所では75%、私立保育所では62%となっています。

私立保育所は、立地上、保護者の勤務先や通勤経路からの利便性が高いため、地区外からの通所が多いと思われます。

公立保育所の入所児童数は、保育所の所在地区内の就学前児童数に大きく左右されています。



【保育所等位置図】

- (赤) …公立保育所
- (青) …私立保育園
- ▲ (緑) …認定こども園
- ◆ (紫) …幼稚園

3. 公立保育所の保育の状況

(1) クラス編成の状況

公立保育所の保育士の配置数は、児童福祉施設最低基準に定められた保育士数のほかに、延長保育や障がい児保育等の実施に応じて加配保育士を配置しています。

クラス編成は、入所児童の状況と配置された保育士数により、クラス編成を行っています。しかしながら、入所児童が少ない保育所は、異年齢の児童との混合クラスを編成せざるを得ない状況が進んでいます。

保育の実施については、国において平成29年に保育所保育指針が改訂され、朝倉市では平成30年3月に「朝倉市立保育所保育の全体的な計画」を策定しました。この計画をもとに、各保育所において児童の発達過程に応じた指導計画を作成し、保育・教育の充実を図っています。

発達過程は、0歳～就学前までの個々の発達に応じた適切な発達の援助（保育）を行うことが大切とされています。

保育所別クラス編成の状況

(令和7年4月1日現在、単位：人)

保育所名	項目	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	児童数計
安川保育所	児童数	1	5	4	7	9	8	34
	クラス名	つぼみ・ひよこ			すみれ・さくら	さくら・つき		
福田保育所	児童数	2	5	11	5	10	10	43
	クラス名	つぼみ		ひよこ	すみれ	さくら	つき	
蜷城保育所	児童数	0	7	9	12	6	13	47
	クラス名	つぼみ・ひよこ			すみれ	さくら・つき		
黄金川保育所	児童数	1	10	17	9	18	10	65
	クラス名	ちゅうりっぷ	つぼみ	ひよこ	すみれ	さくら	つき	
三奈木保育所	児童数	1	3	5	13	4	10	36
	クラス名	つぼみ・ひよこ			すみれ	さくら・つき		
松末保育所	児童数	休所中						0
	クラス名	休所中						
杷木保育所	児童数	1	2	6	6	3	3	21
	クラス名	ひよこ		りす	うさぎ・きりん・くま			
久喜宮保育所	児童数	0	7	4	8	9	7	35
	クラス名	ひよこ・りす			うさぎ・きりん	きりん・くま		
志和保育所	児童数	0	1	4	0	4	2	11
	クラス名	ひよこ・りす			うさぎ・きりん・くま			
公立計	児童数	6	40	60	60	63	63	292

(2) 保育士の正規・非正規の職員数

公立保育所では、令和7年度は正規職員の保育士（所長を除く）35人、会計年度任用職員（月額）の保育士20人を中心に保育を提供しています。このほか、会計年度任用職員（日額）の保育士など10人で保育を支えている状況です。

また、調理や施設用務業務については、正規職員の調理員、用務員と会計年度任用職員の用務員、調理補助員がそれぞれ役割を担っています。

(3) 公立保育所職員アンケートの結果

保育所職員に「現在所属している保育所の規模について、保育面のメリット・デメリット」を調査した結果、各保育所から次のような意見がありました。また、「保育の面から保育所の適正規模はどのくらいだと考えますか」に対しては、保育所の全体規模については、40人から80人の範囲の回答があり、中でも60人が最も多く、保育の面から全体規模で60人程度が適正規模と考えています。

クラス編成や人数については、年齢毎にクラス編成ができる程度の人数が必要で、特に3歳児・4歳児・5歳児は、それぞれの年齢で同年齢集団が作れて発達に見合った保育ができる10人～20人程度がクラスの適正規模と考えています。

保育所職員アンケート結果

区分	施設数	メリット	デメリット
保 育 人 以 上 所 (60人以上)	1	<ul style="list-style-type: none"> 年齢別のクラス編成ができていますので、子どもの発達に合わせた保育がしやすい。 職員数が多いので、業務の分担がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 異年齢児との交流が少ない。 園児、職員共に人数が多くなると、情報の共有が難しくなる。
小規模保育所	60人未満 (40人以上)	<ul style="list-style-type: none"> 児童一人ひとりに目が行き届く。(3件) 子ども同士のかかわりが多く、クラス以外でも交流があり、小さい子のお世話をしたりして思いやりや優しさが育っている。 家庭的な雰囲気の中での保育ができる。 保護者との関係が近い。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢別クラス編成ができない。(3件) 年齢別の成長に合わせた保育が難しい。(3件) 年齢別の活動(発表会、運動会等)がやりにくい。(3件) 子どもが自分の意思を主張し易い雰囲気となり、協調性や忍耐力が育ちにくい部分がある。
	40人未満	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりに目が行き届き、一人ひとりにあった保育がし易い。(3件) 異年齢での活動や交流が多く、年齢問わず仲が良い。(3件) 職員間の連携がとれやすい。 保護者と丁寧に接することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢別クラス編成ができない。(3件) 年齢別の成長に合わせた保育が難しい。(3件) ※常に異年齢児保育となると、年齢に応じた適切な保育が難しくなる。 子ども間での競争心や向上心が育ちにくい。 人数が少ないため、行事がしにくい。 集団活動を経験させることが難しい。

(4) 保育所の運営に要する経費

① 公立保育所と私立保育所のコスト比較

令和6年度決算における公立保育所、私立保育所の児童一人当たりの経費（F）は、公立が約1,425千円、私立が約1,159千円となっており、公立は私立に比べ約1.2倍の経費となっています。

また、市の支出額から国や県の補助金等を差し引いた市の実質的な負担額での児童一人当たりの経費（G）は、公立が約1,279千円、私立が約266千円となっており、公立は私立に比べ約4.8倍の経費となっています。

公立・私立別児童一人当たりの経費
(令和6年度決算)

(R7.3.1現在)

項目	公立	私立	公立／私立
保育所数 (A)	8か所	6か所	1.3倍
入所児童数 (B)	352人	1,039人	0.3倍

支出額・補助金等

(単位:円)

項目	公立	私立	公立／私立
市の支出額 (C)	501,510,226	1,204,456,840	0.4倍
国県補助金等 (D)	51,004,108	927,087,343	0.1倍
市の実質的な支出額 (E)=(C-D)	450,506,118	277,369,497	1.6倍

児童一人当たり経費

(単位:円)

項目	公立	私立	公立／私立
市の支出経費 (F)=(C/B)	1,424,745	1,159,246	1.2倍
市の実質的な支出経費 (G)=(E/B)	1,279,847	266,958	4.8倍

- ・ 児童数に広域児童は含めない
- ・ 私立の支出額は私立保育園運営委託等事業のみ計上
- ・ 公立の普通交付税額は算入していない

② 公立保育所の規模別コスト比較

令和6年度決算における公立保育所の「児童一人当たり経費」を入所規模別に見てみると次のとおりとなっており、入所児童数29人以下の保育所は、60人以上の保育所の約2.0倍の経費が必要となっています。

公立保育所規模別児童一人当たりの経費
(令和6年度決算)

(単位:円)

項目	入所児童数		
	29人以下	30人～59人	60人以上
保育所数	2か所	5か所	1か所
入所児童数 (R7.3.1現在) (A)	42人	229人	81人
市の支出額 (B)	93,134,092	317,463,171	90,912,963
児童一人当たり経費 (C)=(B/A)	2,217,478	1,386,302	1,122,382

Ⅲ 今後の公立保育所の役割とあり方

1 公立保育所の役割

公立保育所と私立保育所では、運営基準・保育料については、双方とも同一の基準に基づき運用しています。その中で、公立保育所は行政機関として、保健所・学校・児童相談所などの関係機関と連携しやすく、行政の保育や子育て支援施策につなぎやすいという特徴があります。

こうした特徴を活かし、特に配慮を必要とするこどもの保育や、家庭への支援を充実させ、保育士をはじめとする職員の資質及び専門性の向上を図る必要があります。今回、子ども・子育て会議からの提言書を踏まえ、今後の公立保育所の役割を次のとおり整理しました。

(1) 質の高い保育・専門性の発揮

市全体における保育の質の向上を図るため、保育所等への巡回および研修の企画・実施を行い、保育士等への専門的支援を推進する。また、市内の保育所、幼稚園及び認定こども園等と、子育て関連部局との連携体制を構築し、中核的役割を担うこと。

(2) 地域子育て支援の拠点機能

保育所等を利用していない家庭を含む、地域の全ての子育て家庭に対する支援の中心的拠点としての機能を担い、子育て家庭が孤立することのないよう、保育やこどもに関する身近な相談の場を提供するとともに、親子の交流機会の創出等を通じて、地域における子育て支援の拠点機能を担うこと。

(3) 特別な配慮が必要なこどもへの対応

社会情勢の変化に伴う家族構成や保護者の働き方の多様化により、保育ニーズは今後さらに多様化することが見込まれる。医療的ケア児をはじめとする配慮を要するこどもの受入れや、保護者への相談支援を行うとともに、関係機関と連携した包括的な支援体制を構築するなど、多様な保育ニーズに対応する受け皿としての役割を担うこと。

(4) 災害発生時などのセーフティネット機能

災害等の緊急時においては、エッセンシャルワーカー等のこどもを受け入れ、保育の継続を図ることで、市民生活の維持に寄与するセーフティネット機能を担うこと。

2 公立保育所のあり方

(1) 公立保育所の適正規模

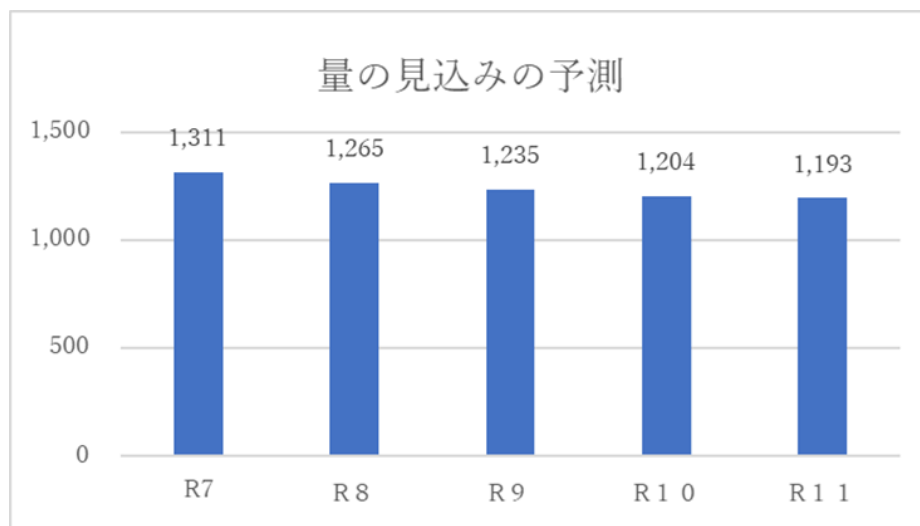
公立保育所は、保育体制の充実、働き方改革、配置基準の改善、緊急時の保育継続など役割を担う必要があります。また、出生数の減少に伴う将来的な入所児童数の減少が見込まれるなか、保育所等は安定した運営を継続する必要があります。

そこで、朝倉市子ども・子育て会議における審議の結果、公立保育所は中学校区を基本とした4か所に集約・再編し、人材確保を行い、保育の質の向上に努めることと提言書をいただいたところです。

また、「朝倉市こども計画（令和7年度～11年度）」では、量の見込み（保育ニーズ量）は、令和7年の1,311人から令和11年の1,193人へと減少すると見込まれ、このまま減少が続くと、令和26年には、899人になることが予測されます。

このようなことから、将来の保育サービスの量的動向を見据えて対応することが必要です。保育サービスの供給が過剰となった場合には、短期的には施設定員の弾力的な運用や定員規模の見直しなどを行い、中長期的には施設の統廃合などを通じて需給バランスの調整を図ります。

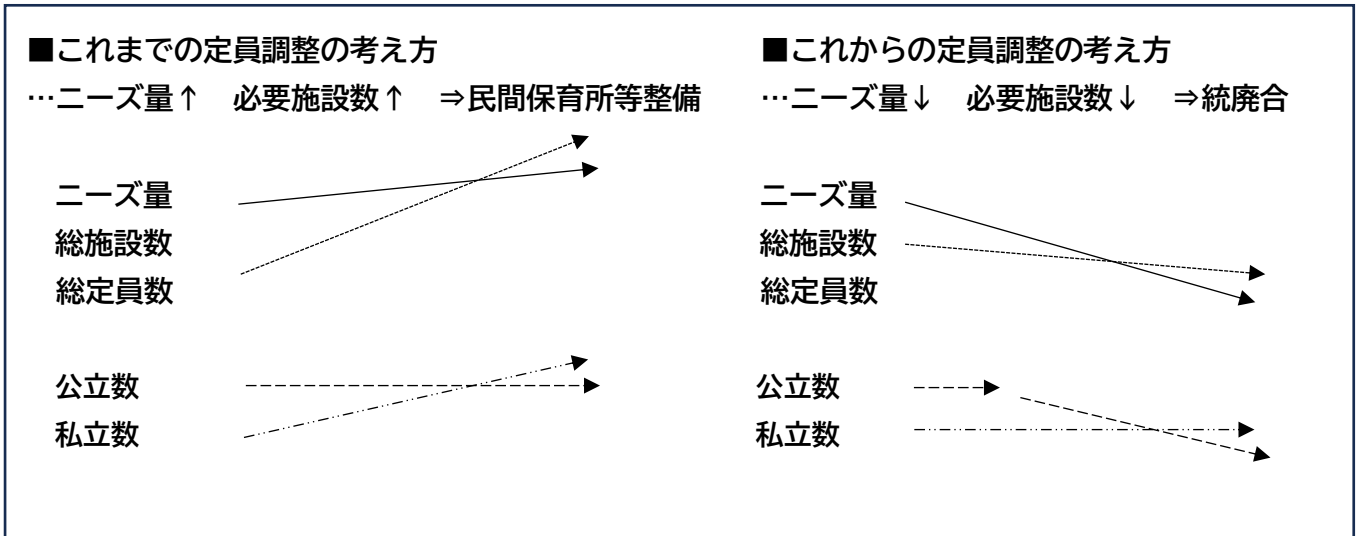
また、公立保育所の老朽化にあたっては、「朝倉市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）で示される基本的な考え方のもと、限られた予算の中で、安全面を重視し、施設の整備に努めます。なお、廃止となった保育所の園舎や跡地については、地域の意見も踏まえながら、地域資源として有効に活用できるよう検討します。



・量の見込みと保育所定員（利用定員）の比較

	R7	R11	R16	R21	R26
量の見込み	1,311	1,193	1,086	988	899
定員	1,601	1,601	1,601	1,601	1,601
定員との差	290	408	515	613	702

■中長期的な定員調整のイメージ

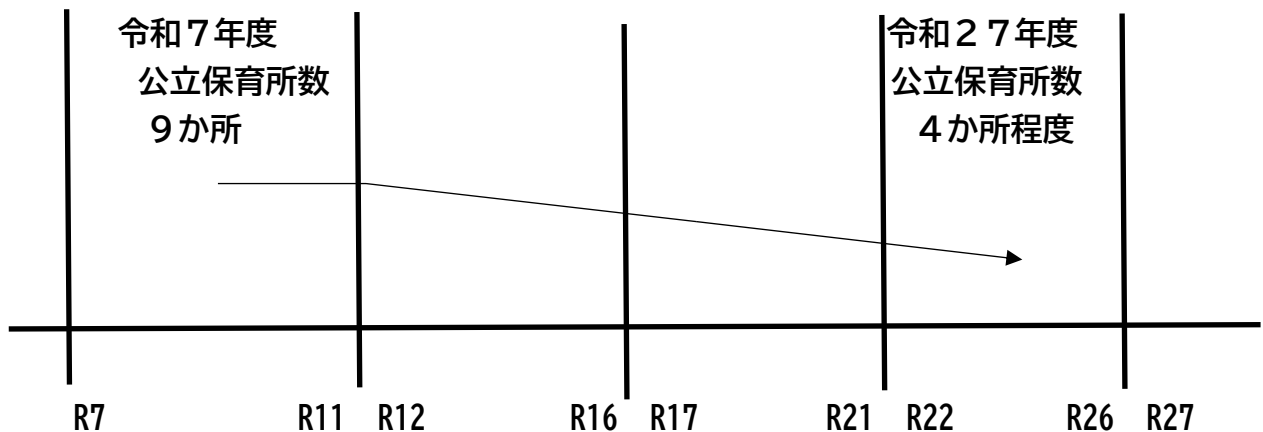


(2) 公立保育所のあり方検討の期間

公立保育所の整備検討にあたっては、今後の就学前児童数の推移や施設の老朽化状況などを考慮し長期的な視点で取り組むことが重要であり、保育を取り巻く環境についても適切に対応していくため、「朝倉市公立保育所のあり方」について、朝倉市こども計画に合わせて5年ごとに見直しを行います。

また、上位計画等との整合を図り、約20年間を見据えた中で、公立保育所の整備等を検討します。

【イメージ】



【参考資料】

○朝倉市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、朝倉市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和5年条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○朝倉市子ども・子育て会議委員名簿

NO	所属団体等名	氏名	公立保育所のあり方検討部会
1	学識経験者	江上 千代美	
2	朝倉市小学校校長会	樋口 真紀	
3	朝倉市私立幼稚園連盟	鶴田 卓	部会員
4	朝倉市保育協会	柳瀬 由美子	部会員
5	朝倉市学童保育所	佐藤 友美	
6	子育て支援センター	原田 はるな	部会員
7	児童養護施設	坂井 満	
8	保育所保護者	江藤 翔	部会員
9	幼稚園保護者	鶴田 めぐみ	部会員
10	朝倉市小学校PTA連合会	浅田 麻衣子	部会員
11	朝倉市社会福祉協議会	佐々木 希弥	
12	朝倉市民生児童委員協議会	恒吉 満子	部会員
13	朝倉市青少年育成市民会議	羽野 勉	
14	すくすく朝倉の未来隊！	山下 千春	
15	朝倉市保健福祉部長	吉武 尚美	

○朝倉市子ども・子育て会議の開催状況

開 催	内 容
第1回 子ども・子育て会議 令和7年10月28日(火)	公立保育所のあり方検討部会設置提案
第1回 公立保育所のあり方検討部会 令和7年11月26日(水)	(保育の現状と課題について説明) (1) 部会の役割及び今後のスケジュールについて (2) 朝倉市の保育の現状と課題について 1. 朝倉市のこどもを取り巻く現状 2. 市内の保育施設の状況について 3. 公立保育所の保育の状況について 4. 公立保育所の役割について
第2回 公立保育所のあり方検討部会 令和7年12月11日(木)	(規模についての協議) (1) 第1回部会まとめ (2) 公立保育所の適正規模について
第3回 公立保育所のあり方検討部会 令和8年1月14日(水)	(提言内容についての協議) (1) 第2回部会まとめ (2) 提言(案)について (3) 今後のスケジュールについて
第2回 子ども・子育て会議 令和8年3月13日(金)	(1) 部会から会議へ提言(案)を報告 (2) 会議での審議・承認